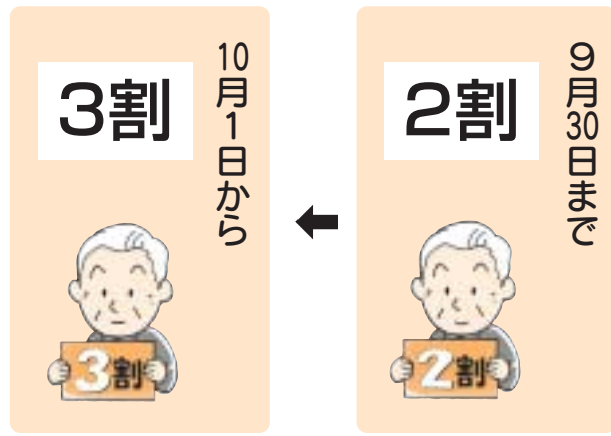


10月から

国民健康保険と老人保健の一部が変わります

問 保険課(ミナ、クル2階)
☎53-8420

◇70歳以上または老人医療受給者のうち現役並み所得のある現在2割の方は、医療機関に支払う自己負担割合が変わります。



◇高額療養費(高額医療費)の自己負担限度額が変わります。

同じ月内に医療機関に支払った自己負担額の合計が、下表の自己負担限度額を超えた場合、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分は、高額療養費(高額医療費)として支給されます。

70歳未満の人

9月30日まで

| | 自己負担限度額(月額) |
|----------|--|
| 上位所得者 | 139,800円 + (医療費 - 466,000円) × 1% 4回目以降77,700円 |
| 一般 | 72,300円 + (医療費 - 241,000円) × 1% 4回目以降40,200円 |
| 住民税非課税世帯 | 35,400円 4回目以降24,600円 |



10月1日から

| | 自己負担限度額(月額) |
|----------|--|
| 上位所得者 | 150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1% 4回目以降83,400円 |
| 一般 | 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 4回目以降44,400円 |
| 住民税非課税世帯 | 35,400円 4回目以降24,600円 |

70歳以上の人

9月30日まで

| | 自己負担限度額(月額) | |
|----------------------|-------------|---|
| | 外来(個人単位) | 外来+入院(世帯単位) |
| 現役並み所得者(課税所得145万円以上) | 40,200円 | 72,300円 + (医療費 - 361,500円) × 1% 4回目以降40,200円 |
| 一般 | 12,000円 | 40,200円 |
| 住民税非課税世帯 | 低所得 | 24,600円 |
| | 低所得 | 15,000円 |



10月1日から

| | 自己負担限度額(月額) | |
|----------------------|-------------|---|
| | 外来(個人単位) | 外来+入院(世帯単位) |
| 現役並み所得者(課税所得145万円以上) | 44,400円 | 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 4回目以降44,400円 |
| 一般 | 12,000円 | 44,400円 |
| 住民税非課税世帯 | 低所得 | 24,600円 |
| | 低所得 | 15,000円 |

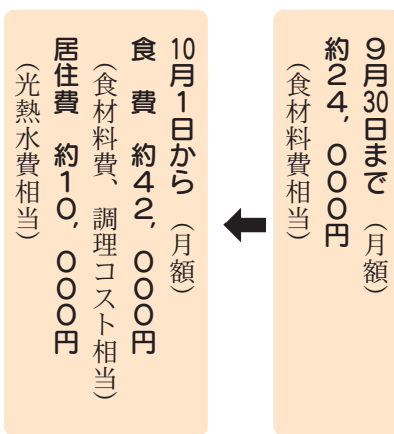
※上位所得者とは、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額などが670万円(10月1日からは600万円)を超える世帯。ただし、所得の申告が無い場合も、上位所得者とみなされます。

※〈 〉内の金額は、過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給があった場合の4回目以降の限度額。

※低所得Iとは、年金収入80万円以下等の世帯。

◇療養病床に入院する70歳以上の高齢者(長期入院患者)の場合、食費・居住費が全額自己負担になります。

※療養病床とは、慢性病などを抱えたおもに長期入院を必要とする患者のための病床



※所得の低い人は負担が軽減され、難病などの患者は現行と同じです。

◇人工透析を要する70歳未満の上位所得者の自己負担限度額が変わります。

